

【滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例】

第16条 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものを加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

【滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則】

第7条 条例第16条の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものは、次に掲げる改造とする。

- (1) 消音器の除去
- (2) 消音器の騒音低減機構の除去
- (3) 消音器の騒音を低減する機能が著しく劣る消音器への交換

1. プレジャーボート保管施設への立入調査

■琵琶湖レジャー利用監視員より、改造艇と思われる水上オートバイが航行しているという情報提供があったことから、平成30年3月7日（水）に大津市内のプレジャーボート保管施設において立入調査を実施したところ、消音器の除去等の改造が施された水上オートバイを発見した。

調査の結果、条例施行規則第7条第1号および第3号に違反していると判断されたことから、保管施設および船舶所有者に対して指導を行った。



【船体外観】

消音器（サイレンサー）の除去（第7条第1号違反）

消音器（ウォーターボックス）の社外品への取替え（第7条第3号違反）

空中排気への改造



【船体内観】

2. 改造艇持込み状況調査および啓発活動

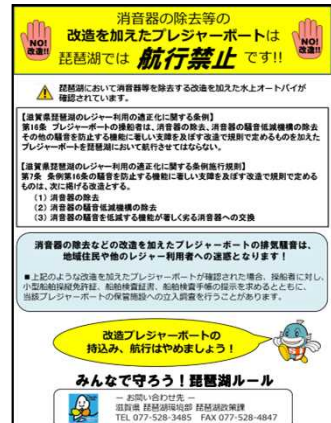
■平成30年7月1日（日）、県内でプレジャーボートの航行が最も盛んな地域である大津市近江舞子において、JCI(日本小型船舶検査機構)大津支部と合同で改造艇の持込み状況を確認するため調査を実施した。

延べ100隻程度を調査した結果、消音器の除去等の改造が施されたプレジャーボートは確認されなかった。

■県内外のマリーナやプレジャーボートの販売店（約200施設）に向けて、改造艇持込み禁止啓発チラシを配布した。



平成30年7月1日（日）改造艇持込み状況調査



《改造艇持込み禁止啓発チラシ》